

## 千葉市環境影響評価条例に係る技術指針の一部改定について

### 環境影響評価と技術指針について

#### 千葉市の環境影響評価

規模が大きく環境影響が著しい恐れのある事業について、あらかじめ環境への影響を評価し、必要な配慮を盛り込み事業を実施させる。

環境調査 影響の評価 住民への周知と意見聴取	事前配慮 回避低減措置	環境影響の予測 事後調査
------------------------------	----------------	-----------------

→ 事業計画概要書、方法書、準備書、評価書、事後調査

千葉市環境影響評価条例、及び同条例施行規則  
(平成11年6月施行)

環境影響評価手続きを具体的に実施するための指針

環境影響評価等技術指針 (平成11年6月告示)

#### 参 考

- (1) 国の制度  
環境影響評価法、同法施行令、施行規則  
基本的事項、主務省令
- (2) 県の制度  
千葉県環境影響評価条例、同条例施行規則  
技術指針  
環境影響評価技術細目

#### 経 緯

- |         |   |
|---------|---|
| 昭和56年6月 | 千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱 (県)                            |
| 昭和59年8月 | 環境影響評価実施要綱 (国) 省議アセス                                |
| 平成4年4月  | 千葉市環境影響評価の実施に関する指導指針 (市)<br>(県要綱から千葉市域を除外)          |
| 平成11年6月 | 環境影響評価法施行 (国)<br>千葉県環境影響評価条例 (県)<br>千葉市環境影響評価条例 (市) |

### 千葉市環境影響評価技術指針の改定

千葉市環境影響評価技術指針

#### 第6章 補則

- 1 この技術指針は、今後の事例の集積や科学的知見の進展等により、必要に応じ適宜改訂するものとする。

環境影響評価制度に係る課題や、国、県等の取り組み状況を踏まえ、本市の環境影響評価を適正に実施できるよう制度を改定する。

#### 改定点 (案)

- 1 国の「基本的事項」及び「主務省令」の改正を踏まえ、所要の改定を行う。
- 2 環境影響評価に係る科学的知見の進展等により、調査手法や予測方法、評価方法などに見直しが必要な場合には改定を行う。
- 3 千葉県など、近隣地域との整合性を考慮し改定を行う。

#### 改定方法、スケジュール

- (1) 平成21年1月～3月  
環境影響評価制度等関係課長会議及び担当者会議  
(庁内調整を行い検討素案作成)
- (2) 平成22年度  
環境影響評価審査会に諮問・答申
- (3) 平成22年度  
千葉市環境影響評価等技術指針改定公告

### 環境影響評価制度に係る課題

- 1 環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きは、国の定める「基本的事項」、及び「主務省令」に基づき実施されているが、それぞれ平成17年3月、平成18年9月に改正されている。
- 2 千葉市環境影響評価等技術指針は、国の技術指針等を参考としており、国の制度の改正により差異が生じている。
- 3 千葉県をはじめとして、同様の環境影響評価制度を運用する県、市は、国の基本的事項の改正等を踏まえて技術指針の改正を行っている。  
千葉県 平成20年10月改正

#### 「基本的事項」等の改正にあたっての主な視点

- (1) 状況の把握について、現時点の「実態」のみならず、「過去から現状、さらには将来の状況」までを考慮し把握する必要があるものと考えられている。
- (2) 廃棄物の「発生量」だけでなく「最終処分量」について検討するほか、対象事業に伴い撤去されるものの影響を加えるなどのように、環境への影響の観点から対象項目や範囲を充実する必要があると考えられている。
- (3) 「標準」を「参考」と表記するなど、手続きの画一化を避け、地域特性や事業特性を踏まえた環境影響評価を実施することが重要と考えられている。
- (4) 予測にあたっての前提条件や対象項目の判断経過などを記録し、透明性や合理性を確保することが重要と考えられている。

など